主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人富岡秀夫の上告理由第一点について。

原判決(その引用する第一審判決をふくむ。以下同じ)が<u>民法八六六条(旧法九三〇条)の解釈として、後見監督人が被後見人を代理して当該行為を成立させた場合でも、またその行為について親族会の同意があつた場合でも、被後見人は同条によって取消権を有する旨判示している趣旨は、当裁判所も正当としてこれを是認する。</u>所論は独自の見解であって、採るをえない。

同第二点について。

論旨が非難する、原判決の所論事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照し肯認し えなくはない。所論は、ひつきよう、事実審が適法にした証拠の取捨判断または事 実の認定を非難するに帰し、採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	滕	朔	郎
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	長	部	謹	吾